

宿泊施設や自宅で新型コロナウイルスの治療を受けた場合には入院給付金は支払対象となりますか？

回答

<2022年9月25日以前に新型コロナウイルス感染症の診断をされた場合>

はい、特別取り扱いにより「入院」と同等にみなします。

<2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症の診断をされた場合>

以下の「重症化リスクの高い方」に該当する場合には、特別取り扱いにより「入院」と同等にみなします。

- 65歳以上の方
- 入院を要する方
- 重症化リスクがあり、所定の新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方
- 妊娠されている方